特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
16	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

知名町は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱にあたり特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

知名町長

公表日

令和5年1月27日

[平成31年1月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱	定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	予防接種法に関する事務					
②事務の概要	予防接種法に基づき、政令で定めるものについて、予防接種により住民全体の免疫水準を維持するとともに、予防接種の費用の一部を助成することにより、疾病の発生予防を行っている。また、予防接種事務の報告等の事務を行っている。 予防接種法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを次の事務に利用している。 ①予防接種の実施及び接種履歴管理 ②予防接種の実施の指示及び予防接種の実施に必要な協力 ③給付の支給の請求の受理、請求に係る事実の審査又は請求に対する応答 ④給付の支給を受ける権利に係る届出等の受理、届出等に係る事実の審査又は届出等対する応答 ⑤予防接種実費徴収 ⑥新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 ⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。					
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム(VRS)、サービス検索・電子申請機能					
2. 特定個人情報ファイル名						
健康管理ファイル、統合宛名ファイル						
3. 個人番号の利用						
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一項番10、101項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録 システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供)					
4. 情報提供ネットワークシステムに	よる情報連携					
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する 2)実施しない 3)未定					
②法令上の根拠	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19、121項					
5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	保健福祉課					
②所属長の役職名	保健福祉課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用	用停止請求					
請求先	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問合せ先電話番号 0997-93-3111					
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ					
連絡先	知名町情報公開・個人情報保護担当 891-9295 鹿児島県大島郡知名町知名307番地 問合せ先電話番号 0997-93-3111					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1,000人以上1万人未满]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人未満(任意実施) 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
	いつ時点の計数か	10月1	日			
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
	いつ時点の計数か	10月1	I 日			
3. 重大事故 過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか						
		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	i書の種類				
	項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び	全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については	は、それぞれ重	直点項目評価書又は全	・項目評価書において、リスク	対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシス	ステムを通じ	た入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[+;	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用					
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託			[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	青報提供ネットワ	ークシステム	を通じた提供を除く。)]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[+3	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続		[]报	接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[+;	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[+:	分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[+;	分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査					
実施の有無	[〇] 自己点	i検	[〇] 内部監査	[] 外部監	
9. 従業者に対する教育・啓発					
従業者に対する教育・啓発	[十分に	行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っ 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	ている

変更箇所

変更箇所		<u> </u>			
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年1月27日	I -4-②	番号法第19条第7号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19	事後	法令改正による修正
令和5年1月27日	I -3	·番号法第9条第1項、別表第一項番10	·番号法第9条第1項、別表第一項番10、101項	事前	特定個人情報89(公的給付支 給等口座登録簿関係情報)の 供給開始によるもの
令和5年1月27日	I -4-②	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、19	番号法第19条第8号、別表第二項番17、18、 19、121項	事前	特定個人情報89(公的給付支 給等口座登録簿関係情報)の 供給開始によるもの
令和5年1月27日	I -1-(2)		⑦サービス検索・電子申請機能での書類の受領及びマイナポータルのお知らせ機能での通知	事前	サービス検索・電子申請機能 運用開始に伴う変更
令和5年1月27日	I -1-③	健康管理システム、団体内統合宛名システム、 中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、ワクチン接種記録システム (VRS)、サービス検索・電子申請機能	事前	サービス検索・電子申請機能運用開始に伴う変更
				_	
	1	1			1